大阪府子ども施策審議会

令和元年度第２回社会的養育体制整備計画策定部会

日　時：令和元年12月17日（火）

午前10時～12時

場　所：大阪府庁本館１階正庁の間

　〇出席委員（五十音順、敬称略）

大阪府社会福祉協議会 母子施設部会 部会長　　　　　　　　　　荒井 惠一

大阪府立大学 地域保健学域　教育福祉学類　教授　　　　　　　 伊藤　嘉余子

大阪府社会福祉協議会 児童施設部会 部会長　　　　　　　　　　伊山 喜二

交野市健やか部子育て支援課長　　　　　　　　　　　　　　　 菅　和美

東京通信大学　人間福祉学部　教授　　　　 才村　純

大阪府里親会　会長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 鷺島　実

Children's Views & Voices 副代表 　　　　　　　　　　 中村　みどり

大阪弁護士会　子どもの権利委員会　弁護士　　　　　　　 中村　善彦

大阪大谷大学 人間社会学部　教授　　　　　　　　　　　　　　 農野 寛治

＜事務局＞

定刻となりましたので、ただいまから令和元年度第2回大阪府子ども施策審議会社会的養育体制整備計画策定部会を開催いたします。委員の皆様におかれましてはご多忙のところ、本部会にご出席いただき、ありがとうございます。資料に不足等ございませんでしょうか。

議事に入る前に、大阪府子ども施策審議会運営要綱第5条第2項の規定により、部会の運営は審議会に準じて行う旨規定されています。当審議会条例第6条第2項にて、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないとされております。本日委員11名中9名の委員がご出されていますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

また、本会議については、社会的養育体制整備計画策定部会運営要綱第9条に基づき、公開にて開催しますことをあわせてご報告いたします。

事務局につきましては、家庭支援課長をはじめ家庭支援課職員および各子ども家庭センター所長は出席しております。では以降の審議につきましては、部会長にお願いいたします。

＜部会長＞

この第三次大阪府社会的養育体制整備計画もいよいよ大詰めに差し掛かってまいりました。先生方におかれましては活発なご意見をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきますが、事務局から説明ありました通り、運営要綱第9条に基づき本部会については公開とさせていただいています。

また、議事の概要につきましても、会議終了後、速やかに事務局で作成し、発言者のお名前を伏せた上で、ホームページ等で公表しますのでご了解いただきますようお願いします。なお、本部会は公開とさせていただきますが、子どもの安全確保のため、各施設の所在地を特定させるなどの情報のご発言は控えていただきますようお願いします。

それでは、議事に入らせていただきます。それではまず、第三次大阪府社会的養育体制整備計画原案について、事務局からご説明お願いいたします。

＜事務局＞

それでは、第三次大阪府社会的養育体制整備計画の原案についてご説明します。非常に分量が多いので、まず第３章から第5章までを一つ目のパート、第6章から第7章を二つ目のパート、第8章から第9章までを三つ目のパートと区切り、それぞれ説明と意見交換という形でご説明します。なお、第10章・第11章は大阪市と堺市の計画の概要となります。

本計画について、まず資料1をご覧ください。ここで、計画の全体像をお示ししております。これに基づき全体像をご説明いたしますが、令和2年から令和11年度までの10年間の都道府県社会的養育推進計画について、前期と後期に分けて策定をすることが国から求められています。この前期計画として、策定要領に定められている基本項目、社会的養育の基本的考え方や子供の権利擁護、児童相談所の強化などの項目につき、まず5年間何を取り組んでいくのかというところを示しています。またこれらの取組みについて、具体的な数値目標や代替養育を必要とする子ども数の見込みについては、令和11年度までの10年間を見据えて取り組んでいくこととします。そして、最終的にどういう将来の姿を目指し取り組むのかを整理したのが、今回の計画となっています。

まずパート1、第３章から第5章について、第３章では、計画の基本的な視点や基本理念、それからこの計画を通じ我々が何を推進していくのかの６つの方向性を整理しています。基本理念については、昨年度のワーキングでの議論から、「あらゆる子どもが権利の主体として尊重され、社会的養育におけるすべての主体が『子どもの最善の利益』を追求し、子供がぬくもりの中で育ち自立できる社会の実現」としていただいています。

これらの理念のもと、我々の計画が何を進めていくのかということで、６つの基本的方向を整理しています。一つ目が市町村の子ども家庭支援体制の構築、二つ目が子ども家庭センターの体制強化、三つ目が一時保護機能の拡充、四つ目が「家庭における養育環境と同様の養育環境」、里親とかファミリーホームなどですが、それから施設全体を通じ「できる限り良好な家庭的環境」の推進です。五つ目が、施設退所児童等に対する自立支援の充実、六つ目が子供の権利擁護の充実、こういった６つの基本的方向によりこの計画を進めていきたいと思います。これらの方向につき、施策の体系を整理しており、例えば市町村の子ども家庭支援に対する構築であれば、これを実現していくためにどういう観点から取り組んでいくのか、より細かな取組項目を設定しており、この具体的な取組みについては第4章以降で整理をしているというかたちです。

こういった基本的方向、また具体的な取組みを一覧で整理しているのが資料２で、ここでは

現状の取組みを整理しています。現在、来年度に向けた予算要求中ですので、予算要求の結果が出た時点で、改めて取組みを追加していく予定です。

続きまして、市町村の子ども家庭支援体制の構築に向けた取組みを整理しているのが第4章です。ここでは、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点、この２つの拠点を各市町村に設置をしていくということが大きな取組みとなり、こうした体制のもと子育て支援のサービスをいかに充実していくかということを記載しています。「市町村の子ども家庭支援体制について」では、２つの拠点の定義などの説明、設置に向けた取組みのところでは、どのように２つの拠点の設置を推進していくのかを記載しています。例えば子育て世代包括支援センターであれば、令和元年7月現在43市町村のうち36の自治体で設置されており、今後全ての市町村で設置される見込みというところです。一方、子ども家庭総合支援拠点は、現在13市町村の設置に留まっており、今後どう推進していくか次ページ以降記載しています。

子ども家庭総合支援拠点については、国の新プランにおいて、令和4年度までに全市町村に設置するという目標が示されているなか、例えば財政的支援、あるいは研修等を通じた技術支援といった取組みを通じ設置の促進を進めていくということになります。これらを設置するだけではなく、いかに機能していくかを考えながら、様々な機会をとらえ支援のあり方について検討していくという方向を記載しています。

また、これらの拠点に限らず、様々なガイドラインの策定や市町村職員に対するスキルアップ研修、財政面の支援などを通じ、市町村におけるこうした２つの拠点、それから子育て支援サービスの充実を進めていきたいと思います。

続いて第５章です。ここでは、大阪府の児童相談所である子ども家庭センターの体制強化、それから一時保護機能の拡充について言及しています。児童相談所の強化に向けた取組みについては、図表11のとおり児童虐待相談対応件数が非常に増加してきています。平成30年の速報値では1万2,208件であり、ケースに対応していくためにも児童福祉司の増員が課題になっています。府としては国の配置基準に則り、令和9年度までに児童福祉司を143人増員していく。この増員については、職員の専門性を担保する観点から、毎年20名程度を採用しながら、研修やOJT等の取組みを通じ、専門性の向上に努めている、また、負担が過大とならないよう、業務の一部を民間に委託するなど、取組みを進めたいと考えています。

また、平成28年改正児童福祉法において、児童心理士、医師、弁護士等の配置が法律に位置づけられています。特に弁護士については、配置あるいは準ずる措置が言われていますが、府としては大阪府児童虐待等危機介入援助チームを設置することで、約80人の弁護士と契約をしながら、事案に応じより詳しい弁護士の意見をケース対応に生かしています。児童心理士についても、令和元年の改正児童福祉法により配置基準が法定化されたことを踏まえ、計画的な増員・育成について検討を進めていきたいと思っております。

続いて一時保護改革に向けた取組みですが、①・②に分けて整理しています。①では大阪府直営の一時保護所、②が児童養護施設等への委託一時保護ということで整理しています。

まず①ですが、第1一時保護所、それから第２一時保護所ということで、府として86名定員で一時保護所を整備しています。保護中でも子供の権利保護が図られ、安全安心な環境で適切なケアが提供される必要があるということ。その中でも学習面等での個別的な対応、一時保護期間の長期化といった課題が顕在化しています。こうした状況において、職員研修の計画的な実施や意見箱の設置などの子どもの意見を聴取できる環境づくり、学習支援員の配置を通じた学習機会の保障などの取組みを進めているところです。更に、一時保護された子どもの立場に立ち、自己評価、それから外部機関の第三者評価の導入などの取組みを通じ、一時保護所の運営の透明性及び子どもの権利擁護を図っていきたいと思います。

②について、一時保護は2ヶ所の一時保護所と児童養護施設等への委託一時保護を活用していますが、図表11の平成30年度の件数を見ると、2362件となっており、児童養護施設等への委託が約52％と、直営の保護所と割合が逆転している状況です。施設等の場合、一時保護の子どもと施設に措置されている子どもが同じ空間にいることは、子どもへの影響が大きいことから、専用スペースの確保や専任職員の配置、それから受け入れいただく施設に対する加算などについて、今後検討が必要と考えています。以上、ここまでがパート１です。今までの説明について、まずは意見交換をお願いしたいと思います。

＜部会長＞

ただいま事務局から、基本的理念と６つの基本的方向、それに沿った取組みの全体像、市町村の子ども家庭支援体制の構築、子ども家庭センターの体制強化、一保機能の拡充と説明ありましたが、ご質問あるいはご意見ありますでしょうか。

＜委員＞

第5章、子ども家庭センターの体制強化と一時保護について、一時保護に関しては施設自身大変な思いを持ちつつ取り組んでいます。もっと子どもを受け入れたい思いはありますが、非常に困難。センターも多忙からか、アセスメントや面接の実施もなかなかできないなか、施設に子どもがくる状況です。センターで十分先に面接して情報を把握して、そして施設でも十分な受け入れ態勢を整えてというのが非常に難しい状況であることは皆さんご承知と思います。

思い切って、新たな府直営の一時保護所を整備するくらいの打ち出しが必要じゃないか。簡単なことではないですが、委員じゃないと言えないこともありますし、部会長は大変でしょうが、部会意見として主張し、それをどこかに出していくことも大事ではないでしょうか。

一時保護に関しては、一番大事なのはやはり家族との調整、また何よりも子どもの特性、個性というかの把握なので、インテーク機能がすごく大事だと思うわけです。施設は多くの子どもを養育した経験があり、子どものアセスメントに関しては日頃から行っていますが。施設としては、一時保護解除後や原籍校の関係も踏まえ、一時保護の段階でいま使える社会資源がないかといったことも検討いただく必要があるのかなという気がします。今後5年間かけて、子どもにとって最適な仕組みはどのようなものなのか、そのあたりをこれから検討していただけるのだろうと思いますが。

＜委員＞

一時保護に関連して、質問というより意見になりますが、一時保護所だけではなく多様な一時保護の場の整備ということで施設への一時保護委託等も積極的に活用するとのことでしたが、どういう子どもが一時保護所、施設への一保委託、里親への一保委託なのかという、一時保護委託時のアセスメントも大事かと思います。

例えば、行動観察が絶対必要な子どもであれば里親への一保委託は多分難しい。一時保護委託を受ける里親への説明も含め、1度なぜそこに一時保護をするのかという、原籍校への通学保障や一時保護の目的、子どもの状態なども含めたアセスメントが大事であることについて、計画に記載するというか、取組みができたらいいなというのが一点です。

二点目が、先ほど施設での一時保護委託の難しさや新たな一時保護所の設置というような意見もありました。今回子どもに意見聴取した中でも、施設に入所している子から、委託一時保護の子と同じ生活スペースは少ししんどいという声が子ども自身からも出ていることも深く受け止めて、小規模化を進める中で生じたスペースを使い、一時保護専用のスペースを本体施設で持つような計画を立てるなどの工夫や取組みも必要かなということです。

三点目は、新しい一時保護所がもし整備されるならば、子どもの声を尊重した保護所にして欲しいと思います。以上です。

＜委員＞

一時保護所について色んなご意見が出ておりますが、ここまで来ると絶対数の受入れ枠が絶対的に不足しているという気はするので、そういう意味で、新たな一時保護所を整備することは当然考えられると思いますが、一方で既存施設の活用や見直しも必要かと思います。

先ほど、一時保護する際のアセスメントをきっちりすべきだというご意見がありましたが、その前提として、一時保護所・一時保護委託それぞれメリットデメリットがあると思います。ここでは、一時保護委託の問題点として、二つ挙げられているのですね。

同じユニットの中で入所中の子どもと一時保護中の子どもが同居するかたちを取ることで、相互に影響を与え合い不安定になっているというのが一つ。もう一つは、日中の一時保護児童に対応する職員が不足しているなどの課題。こうした点が問題点として挙げられていますが、他にも問題やメリットもあるのではと思うので、それぞれのメリットデメリットをきちっと整理しておく必要があると思います。例えば、これまで一時保護所が優先されてきたと思いますが、子どもによっては一保委託の方が良い、どんどん委託を進めようとなれば、新たに一時保護所を作らなくても大丈夫という考え方もできなくはないと思います。なので、いずれにしてもメリットデメリットの整理はやっぱり必要かなという気はします。

＜部会長＞

以前申し上げたかもしれませんが、20年近く前にニューヨークを訪れたのですが、緊急子供サービスというのがありました。子どもを一時保護する施設ということですが、子どもはいない。いるのは、連絡通報を受けるワーカーと若干のスタッフで、子どもが保護されると、24時間以内に一旦保護する場所に移すので、子どもがその場所にずっといることがないんです。

将来的に、そういう一保を受けてくださるような里親さんが育ってくれば、まず数時間、24時間以内に子どもを預かっていただくということが可能になってくる気もしますが、まだ先の話でしょう。緊急一時保護のケースの場合、里親委託がリスクとなることも考えられます。里親委託の方が良いのか、子どもの状態や実親対応などを考えた上で、ワーカーのアセスメント、インテークの力の向上も必要です。様々な観点から考えないといけないと思いますね。

＜委員＞

一時保護期間が長期化することで、新しい子が入れないとか、保護されている子どもの負担に繋がるということもあると思いますが、長期化の理由として次の行き先が見つからないこともあると思います。その要因が何なのか、それを取り除くためにどんな取組みを考えるべきかというところもご検討いただければと思いました。

＜委員＞

先日一時保護を受けた際、学習支援を受けました。一保中の子どもが学習支援を受けることができる制度は、いつから開始されていますか？

＜事務局＞

学習支援については、今年度から実施しています。

＜委員＞

どの段階から本制度は活用できますか？

＜事務局＞

一定の委託日数以上での委託予定の場合、といったルールは決めていたと思います。

＜委員＞

　　良い取組みだと思うので、計画内の取組みにも記載すれば良いのでは？

＜事務局＞

第5章の具体的取組に追加します。

＜委員＞

第４章の市町村の家庭支援体制の構築ですが、母子生活支援施設にとっては市町村が一番身近の相談窓口であり、部会等を通じ市町村に対し様々働きかけているところです。

その中で、母子生活支援施設の機能の活用に関し、今後さらに市町村との協働に取り組まなければと思っています。例えば、子育て支援や子どもの学習支援、産前産後の子育てや支援など、それらを含め、市町村の子ども家庭支援体制に寄与できると思います。

また、母子生活支援施設だけでなく児童養護施設でも、今後地地域支援のかたちで、機能の活用として市町村との支援体制の協働が必要になってくると思います。そういう意味では、大阪府の支援の取組みの中で、研修の実施や支援というかたちで、何らか記載してもらえればと思います。乗せていってもらえるもらうべきじゃないかなとちょっと思ったんで少し意見をさせてもらいました。

＜委員＞

今のご意見について、市町村部分と母子生活支援施設の機能活用促進については、後半の施設関係のところで再掲となるよう第4章に盛り込んでも良いかと思います。

先ほどの一時保護委託の議論に戻りますが、入所児童と委託児童を分けた方が良いという点で、子どもからもそうした方が良いという意見が出ています。里親家庭でも、長期委託の子どもは通学しているけど、一保中の子は学校に行かないということが起こります。こうした場合子どもへの説明をどうするか、里親と子ども家庭センターで話をする必要があると思います。

次に、子ども家庭センターの体制強化のところで、介入後、施設に措置した後や、里親委託後の継続支援、子どもの家庭復帰・家族再統合に向けた継続したソーシャルワークがきちんとできる体制づくりなどにも言及いただければと思いました。

＜委員＞

施設も色々取り組んでいる中、問題があれば個々ではなく施設全体の問題として語られることが多い。もちろん施設全体として指導を行い、問題をなくす必要はありますが。

＜委員＞

子ども家庭センターの業務の一部を民間委託するなどにも取り組むとのことですが、意図としては児童対応以外の業務を委託することで職員負担を軽くするという意味であり、検証業務を委託する訳ではないということですね。

児童福祉司任用後研修ですが、割と総論的な内容になっているんですね。府の児童福祉司は、社会福祉士資格を持つ方が多いでしょうし、基本的な知識はあると思います。そこで何が必要かというと、初期対応リスクアセスメント、親への対応など。限られた時間で効率的な研修にするために、申し上げたような虐待に特化した、一番対応が大変かつ重要な部分に絞り、重点的かつ短期集中的に研修するというやり方を考えても良いのではないでしょうか。社会福祉士の教育課程では、虐待への介入的支援や対応、リスクアセスメントほとんど触れられていないです。だからその部分に焦点を当て、本当に短期集中的にされてもいいかと思います。

＜事務局＞

府の福祉専門職全体の研修計画については、段階的に組み合わせていきながら、ご指摘のように介入的なケースワークができるよう、早期から集中的な研修を行っております。例えば、ロールプレイを入れたり、あるいは先輩職員が対応する実際の介入や立入調査の場面などを見ながら、これからの介入的なケースワークをする職員に教えていくということは続けているところです。

このほか、法の趣旨や改正内容なども学ぶ機会を継続的に持っておりますが、今後も先生のご意見を踏まえて内容を充実していきたいと考えています。

＜部会長＞

　　アメリカの大学院で使うテキストなどを見ると、最初から事例が記載されています。その事例をどう考えるかといった研修のなかに学習があるのではないかと思います。

＜委員＞

いくつかの自治体で児童福祉司の研修講師を務めていますが、国が示す内容は総論的です。例えばその民間企業でも、配属されるとひと月程度、徹底して研修しますよね。そういうイメージです。今後多数職員が入ってくるなか、従来のやり方では教える方も大変ではないでしょうか。虐待等様々なケースを抱えながら、新人教育も担うのは大変なので、ならば新規職員を集めて、徹底して訓練する。もちろん職場に戻ってのOJTも大事と思いますが、研修のあり方を工夫されても良いのではと思いました。

＜部会長＞

時間の都合もあるので、続いて第6章、第7章の説明をお願いします。

＜事務局＞

第六章以降は、これから社会的養護に関する内容となります。議論の前提となる、代替養育を必要とする子ども数がどのような見込みで今後推移していくのか。また、里親委託率等について、国の示す算式に当てはめた場合、府として目指すべき数字がどうなるのかを整理したのが第6章です。

令和11年度までの代替養育を必要とする子ども数の推移については、前計画で実際の児童人口の推移の推計をもとに、それに対し保護を必要とする子ども数を回帰分析し見込んでいたところ、実際の数字と大きな乖離なく。ほぼ見込みどおりとなったため、同じ手法により最新の数字に置き換え推計しています。推計の結果、大阪府の代替養育を必要とする子どもの見込み数は、全体で1600人程度となります。今後、子ども人口の減少とともに、代替養育を必要とする子どもの見込み数も減少するわけではなく、虐待件数が増加する中で掘り起こしが進むと考えられます。

国は、この中から里親、乳児院、児童養護施設についての推移を推計することとしているため、その部分を抽出すると、1400人程度の横ばいで推移をしていくと見込めます。この推計をもとに里親委託率を算出するにあたり、算式が示されており、この算式の2に当てはめた場合、大阪府の望ましい里親委託率は、0歳から2歳が72.3％、3歳から5歳が53.4％、6歳から17歳が48％となります。この数値と先ほどの推計を足すと、図表15のとおり、里親が必要な子どもの見込み数は、令和11年度に729人、施設での養育が必要な子ども数が685人となります。

大阪府が計画を策定するにあたり、10年後の目標を検討する際は、例えば不調が生じるリスクなどに十分留意する必要があることから、里親を増やすことと併せ、急速に取り組みが進むことで不調等が生じないよう、里親支援体制の充実も取り組んでいく必要があります。

また、保護が必要な子どもの行き先がなくならないよう、施設も併せ十分な受け皿を確保するということが不可欠であると考えています。

以上から、国から示された手順によって算出される数値は将来の目標であるという考え方に基づき、この数値を目指し、10年後にどのような目標設定するのかについて、7章以降で整理しています。本章では、里親、特別養子縁組、施設に分けて記載していますが、とりわけ里親と施設について、数値を算出しています。この点について、資料3をご覧ください。今後10年間で代替養育を必要とする子ども数は約1400人程度で推移すると推計をしています。これに対し、里親委託が可能な子ども数の見込みについては、不調等のリスクも考慮しつつ、今後何家庭の里親を支援する体制を構築できるかを検討すべきと考えます。これについて、今後10年をかけて、Ａ型フォスタリング機関は40家庭、Ｂ型フォスタリング機関は20家庭の里親を支援する体制を作っていただきたいと考えています。ですので、子ども家庭センター６管内に設置するA型フォスタリング機関と、府内の乳児院及び児童養護施設全29施設にＢ型フォスタリング機関を設置することを見込み、10年かけて全体で820家庭をみていける体制を作っていくことができると想定しています。これがはぐくみホームの数になるため、これにファミリーホーム等を加え、1045家庭を支援する体制を目標として目指したいと思います。さらに、実際の里親家庭数に対する委託児童の割合を考慮し、この1045家庭に対し里親のもとで生活する子ども590人を、本計画における10年後の目標値としたいと思います。

この場合、大阪府の里親委託率は、０歳から2歳が64％、3歳から5歳が44％、6歳から17歳が38％、全体で42％というのが、我々が考える目標値となります。

次に施設についてですが、児童養護施設、乳児院についても、国から小規模化、地域分散化、高機能化・機能転換が言われています。ただ、取組みを進めていく上で、実際小規模化するにあたり常時複数対応ができるよう職員の増員や、本体の縮小に伴う地域小規模施設への支援体制が脆弱になるといった課題が、施設へのヒアリングにおいて明らかになっています。また、施設だからできる養育の強み、例えば組織的支援ができることでリスクを含んだ受け入れが可能であること、チーム体制により複数での対応が可能なところなど、社会福祉協議会の特別委員会から報告いただいています。こうした施設の取組みを通じながら、里親と施設を両輪として、どのような社会的養育体制を作っていくのかを本計画で位置づけたいと思います。

その他の施設については、国の策定要領には記載がない、児童心理治療施設や児童自立支援施設等については、今回ヒアリングを通じ、現状と課題、今後の方向性を整理しています。

母子生活支援施設については、市町村が窓口となるため、それぞれ市町村によって異なる考え方に対応しなければならない難しさがあると思います。市町村の福祉事務所の取組みをどのように底上げするか。また親子再統合の支援や産前産後の母子支援の検討など、母子生活支援施設の活用促進について記載しています。以降、自立援助ホームや児童家庭センター、障がい児入所施設については資料をご覧ください。

＜委員＞

市町村も子ども子育て支援計画を策定中ですが、本計画の大阪府人口推計の出し方について教えていただけますか。

＜事務局＞

国から人口問題研究所が示す全国推計と、府のこれまでの推移をみて算出しています。

＜委員＞

特別養子縁組に関して、民間あっせん団体との連携と記載ありますが、現在民間の団体は増えているのでしょうか。公的団体より、民間あっせん団体を利用する人が増えているのかどうかなど、状況を把握しておられれば教えてください。

＜事務局＞

民間あっせん団体の状況については、現在国が実態調査を行っているところです。この調査結果により、全国の状況などが明らかになるかと思います。

＜部会長＞

養子縁組に関しては、手続きの中できちんと子どもの最善の利益が図られる手順がとられているとは思いますが。

＜委員＞

養子縁組に関しては家庭裁判所が関与するので、どういう家庭に委託されるのかを含め、司法が関わるところなので、慎重な検討がされているというふうに見ていいと思います。

＜部会長＞

裁判官の方にも、実態を知っていただきたいですね。特別養子縁組の部分に関しても、子どもたちの声をしっかり聞き取れるのか。家族再統合とかファミリーソーシャルワーク、里親支援でも家庭裁判所が関わってくるので、児童相談所の職員も子どもに聞き取りをするとか、意見を出すことも必要かなと思いました。

＜委員＞

子どもが意見表明できる環境ということで、子どもが縁組をしたくない場合の話かと思いますが、その逆で、子どもは養子縁組を希望しても養育者側が希望しない場合もあり得る。そういったことを含め、子どもの意見聴取の仕組みをどう作っていくのか、子ども家庭センターが司法や里親さん、子どもの間に立ち、どういう調整機能を果たしていくのかについて、センターの体制強化や特別養子縁組の取組みにも関連するので、検討してもらえればと思います。

＜部会長＞

特別養子縁組に関して、今回の法改正で適格性の確認や年齢要件の拡大に関し、子ども家庭センターの関与も増えるかと思いますが、適切に制度を活用することも大事かと思います。制度変更に伴う、今後の活用に向けた分析などはされていますか。

＜子ども家庭センター＞

特別養子縁組制度の改正にあたり、今年度ワーキングを立ち上げ、例えばこれまでの制度では年齢要件で難しかったけれども今後委託が見込まれる児童など、リストアップし類型化した上で分析し、今後総合的に対応していこうということも検討しておりますし、また今回の法改正に関わられた有識者の先生にもご助言いただきながら、どういった子どもに児童相談所は関与するべきなのか、またその際にどのようなことに注意をすべきかについて検討を進め、一定の方針を取りまとめる予定です。

＜事務局＞

　　続いて、第8章以降をご説明いたします。今回各施設へのヒアリングを通じ、ほぼ全ての施設に共通し人材の確保・育成が課題として挙げられました。福祉分野の中で人材確保競争が起きており、職員を募集しても人が集まらない、生活単位の小規模化による業務の幅量の増大などで退職者も多くなっている、また職員が定着しないという根本的な課題に、多くの施設が直面している状況です。この部分の改善なくして施設の小規模化・地域分散化は困難です。今後、一時保護委託を施設で受けていただくことも難しくなる可能性があり、非常に大きな課題と考えています。

続いて、社会的養護を担う人材の確保育成に向けた取組みについて、大阪府では就職フェアの開催を通じた人材確保、社会福祉協議会と連携しながら、就職を希望する学生の実習の受入れ、また将来施設で働きたいと思える講座の開催や個別指導の実施及び実習を受けた学生を非常勤として雇い上げるトライアル雇用を通じ雇用のミスマッチによる離職を防止する取組みを進めています。これらと併せ、基幹的職員ということで、スーパーバイザーの養成研修の実施などです。このほか、社会的養護処遇改善加算については、現在考え方を整理していることから、現段階では保留としています。

第9章については、当事者である子供の権利擁護の取組みを記載しています。まずは子どもが意見表明しやすい環境作り、それから権利侵害の予防・防止、苦情解決の仕組みといった部分について、取組みを進めていきたいと考えています。意見表明しやすい環境作りについては、子どもの権利に係る取組みの記載、また施設あるいは里親等が子どもの意見を聴取し支援に反映する仕組みということで、子ども家庭センターの定期的な訪問などの内容を踏まえ、各施設等の計画の見直しについての記載をしています。

権利侵害の予防防止、苦情解決の仕組みの構築については、被措置児童に対する人権侵害の防止、発生時の対応の検証、再発防止の記載となっています。これについては、社会福祉協議会と連携し、子どもの権利擁護を図るための研修の実施や人権侵害等対応マニュアルの作成、被措置等の援助専門部会の定期的な開催により、虐待行為だけでなく児童間のトラブルへの対処等についての検証や再発防止に取り組んでいます。また２について、意見箱の設置や児童自治体の運営等を通じ、意見や苦情を言いやすい環境、解決のための仕組みの構築に取り組んでいます。また、全ての社会的養護施設に対する第三者委員の設置、公正中立な第三者機関による第三者評価の受審、また第三者評価を実施している場合は自己評価実施など、指導助言を行っているところです。最後ですが、子どもの意見表明権を保障する体制整備については、現在国が、子どもや関係機関からの申し立てを受け、児童福祉審議会等において審議調査を行う仕組みなど、子どもの権利に関する仕組みの構築に向けた調査研究が実施されています。これらを含め、国の動きも見据えながら当事者である子どもに対する意見聴取の方法について、今後検討を進めたいと考えています。

最後の部分ですが、今回計画を策定する上で、実際に子どもの声を聞く必要があるということで、子どもを対象にしたグループインタビューを実施しました。現在結果を取りまとめ中ですが、今後の施策を検討する上で非常に重要な観点になると思いますので、内容を整理した結果について本計画の巻末資料として掲載を予定しています。

＜委員＞

インタビューについて、簡単にご報告します。質問項目については、前回の部会での委員からの指摘からヒントをいただき、「新しい社会的養育ビジョン」について分かりやすく示しながら、子どもがどう思うかをインタビューしています。

まず児童相談所について、ケースワーカーが会いに来てくれるのが嬉しいという声を非常にたくさん聞きました。この点、センターの体制強化に係る部分でもあり、職員にもこうした子どもの声を届けたいと思いました。

施設の小規模化については、全ての子どもが賛成でした。一方、地域分散化については賛否両論といいますか、敷地の中の方が安心できるとか、地域への葛藤のようなものが語られる子もいました。

里親を増やすことについても賛否両論あり、里親を増やした方が良いという意見もあれば、一番多い意見では里親支援よりも実親支援により、実親と暮らせる子どもを増やして欲しいというもので、家に帰れるような支援を増やして欲しいという声が予想より多かったのが印象的でした。また、里親か施設という対立軸ではなく、人によるという意見です。里親も施設職員も増えて欲しい、話を聞いてくれる、寄り添ってくれるという、親と暮らせない辛さに寄り添って欲しいという語りがありました。

最後、意見聴取の方法、子どもの意見聴取の仕組みについて、周囲の大人は話をちゃんと聞いてくれる一方、意見は聞いてくれないという言い方をしていました。つまり、子どもの気持ちや話は聞いてくれるけれど、自分の意見が何かに反映されることは少ない。表明した意見が叶えられる感覚を持つ、そうした経験を積み重なければ仕組みが形骸化すると感じました。

＜委員＞

今回聞き取った意見について、巻末に掲載するだけでなく、どう今回の計画で盛り込んでいくかが重要と思います。本来的には、こうしたインタビューを定期的に実施する仕組みが必要だと思います。はがきでの意見表明について、はがきはどう補充されるのか。補充のときに口頭で伝えなければならないのはどうかとも思いますので、そのあたりを教えていただければ。

＜事務局＞

はがきは、権利ノートと併せて渡しています。切手を貼らず投函できるようになっており、監査のときなどを活用し施設には予備を渡しています。あとは、2年に一度定期的に差し替えをしています。

＜部会長＞

はがきは待ち受け型のシステムのため、子どもが意見表明しやすい方法を今後検討してもらう必要もあるかと思います。

＜委員＞

　　特に閉鎖性の高い一時保護所などの施設については、訪問型も含めた聞き取りが重要。はがきがダメという訳ではないですが、子どもがどういう状態なら意見を言いやすいかというと、やはりLINEなどスマートフォンを活用する方法、電話も携帯も持ってない子どもには別の方法も検討が必要ですが。あと、権利ノートについても、子どもの意見を反映させたものに改定する予定などはあるのでしょうか。

＜事務局＞

国の制度検討の状況を踏まえ、必要な改定を行いたいと思います。

＜委員＞

まだ方針が出ていませんが、改定にあたっては子どもの意見を反映した権利ノートの作成という方向性を出してもらいたいです。

＜委員＞

ユーザーの視点にたつという点で、子どもの意見を聞くことは当然であり、今回のインタビューは重要です。それに加え、かつて社会的養護のもとにいて、今は社会で活躍している方、過去を振り返ることで見えてくる・気付くものがあると思うので、そうしたインタビューの実施も検討していただきたいです。

また、他の委員の指摘のとおり、こういう子どもの声があったということを残しておくべきで、計画をまとめる上で子どもの声も反映して欲しいと思います。

＜事務局＞

過去に社会的養護のもとにおられた方の意見を聞くというところですが、前回部会での指摘を踏まえ、20代から30代の方数名に、大阪市と共催でインタビューを実施しています。詳細については、後日ご報告いたします。

＜委員＞

権利擁護に関して、第三者委員や苦情解決の担当職員の設置はいずれも施設の話であり、里親委託されている子どもには当てはまらない点を懸念しています。また、子どもからは、施設でも里親でも、子ども自身の情報が先に施設や里親にいくけれど、子どもにはあまり情報が入らない。そうした子どもの意見が複数あり、耳が痛いと思いつつ、子どもが選ぶ仕組みにすぐなるわけではないですが、こうした疑問を持つ子どもがいることを報告させていただきます。

＜部会長＞

地域的な問題など、子どもの思いにそぐわないような条件もあり、どこまで子どもの希望に沿えるかというところはある一方、子どもとの対話を大事にし、また子どもが納得できるような説明をする大人の力量も必要であると思います。

＜委員＞

社会的養育に係る子どもたちを支えるにあたり、情報のネットワークシステムをどう作っていくのか。市町村と都道府県、その他関係者の中で情報共有する仕組みをどう作ってくのか。SDGsでも、誰ひとり残さないという部分がありますが、適切に一人ひとりの子どもの情報をどう集約し活用するかが、今後課題になるのではと思います。

＜部会長＞

委員の皆さま、有難うございました。続いて、今後のスケジュールについて事務局から説明お願いします。

＜事務局＞

本日、委員の皆さまからいただいたご意見等を踏まえ、計画原案を修正の上、2月頃にパブリックコメントを実施する予定です。パブリックコメント実施後に本部会の親会である大阪府子ども施策審議会に諮りまして、今年度中に計画を策定するという流れになりますが、次回の部会は、パブリックコメントの実施前、もしくはパブリックコメント実施後のいずれかの開催を予定しております。

＜委員＞

里親については、フォスタリングの仕組みを良く検討されていると思います。ただ、他の委員からも意見がありましたが、施設は人材が集まらない・定着しないといった根本的な課題を抱える一方、里親支援にも取り組む訳です。その点、地盤がぜい弱であるため制度全体が崩壊するのではという危機感すら感じてしまう。

非常に悩ましい問題ですが、今後施設が地域分散化・小規模化しても、サポート体制がなければ定着しないという非常に深刻な問題を招くので、そこを解決しなければという感想です。

＜事務局＞

　　有難うございました。本日頂いたご意見や宿題を踏まえ、原案を修正してまいります。以上を持ちまして、第2回計画策定部会を閉会します。